

特別委員会の報告

工事請負契約審査
特別委員会

12月定例会で付託された議案1件について報告する。本案は、12月16日に提出され、その重要性から、特別委員会を設置し、12月18日に委員会を開催した。

〈構成議員〉

委員長 松澤 一雄
副委員長 斎藤 捷栄
委員

浅海 忠 清野 和彦
黒澤 秀之 金崎 昌之
福井 貴代 富田 俊和
出浦 章恵 高野 宏
五野上茂次 荒船 功

◆工事請負契約の締結について

問 どうして今回は、不落随意契約なのか。

答 5月の入札の際も不落随意契約を検討したが、予定価格と入札額が約13・7%離れていたため、不落随意契約は断念した。

問 他の自治体で不落随意契約に至ったケースは。

答 25年7月から現在まで調べた結果、長野県、山形県、新潟県の自治体で不落随意契約している。

問 不落随意契約で業者と交渉した2度の再見積書の内容と、業者

との交渉日時及び担当職員は。

答 26年11月27日の午後に副市長、地域整備部の担当職員3人と、大成建設関東支店の幹部2人で、業者が積算した内容についてヒアリングを行い、12月8日に見積りを取った。しかし、結果は不調となり、大成建設の意向を聞いて、再度ヒアリングを行うこととなった。9日に副市長、地域整備部の担当職員3人と大成建設関東支店幹部の2人で再度ヒアリングを行い、改めて業者の積算基準や積算根拠等について確認し、積算内容について協議した。また、大成建設側から、契約締結後の物価上昇に伴うスライド条項の適用や不測の場合における工期延期等を考えてほしいとの意見もあったが、市の契約約款等に基づき適切に対応すると回答し、15日に2回目の見積りを取り、落札となった。

問 市の不落随意契約の実績と、市の要綱やガイドラインは。

答 一般競争入札から不落随意契約への移行は、今回が初めてであるが、指名競争入札では、年に2、3本ある状況。また、不落随意契約についての要綱は定めていないが、随意契約ガイドラインの中に、不落随意契約の定めがあり、このガイドラインや地方自治法等の関係法令を遵守し執行している。

問 不落随意契約をしてまで、早急に着工する必要があると判断し

た理由は。

答 東日本大震災の復興が滞っている中、オリンピックの需要で、材料がない、職人が集まらない、請負業者がいけないという状況であり、今回、仮に契約に至らなければ設計を見直すという考えも視野にあった。その時は半年から一年という時間をかけ、その後、議会に相談することになるが、結論が出た時には応札業者がいなくなる可能性もあり、今後この事業はできなくなると判断をした。また、オリンピック終了後も考えたが、その時には合併特例債は使えなくなる。

問 不落随意契約でなく、再度の入札は考えなかったのか。

答 まずは不落随意契約で交渉し、不調に終わった場合、議会に相談をする考えでいた。

問 不落随意契約の場合、談合の防止、公正性の確保、受注者に不利な条件での契約防止等留意することになっているが、この点は。

答 不落随意契約の協議では、その点については十分に配慮し、金額的にこちらから威圧したり、下げるよう話したりしたことは一切ない。

問 地方自治法の施行令によると不落随意契約を行う場合、最低価格での入札者との間で随意契約を行うことができるかとされているが、履行期限の延長等、条件の変更等

はあったか。

答 契約については、工期は発注時と同じ28年12月までとし、条件の変更はない。

問 地元への経済効果として、地元企業を使うことは。

答 原則、市内の業者を使つてくださいという明示はしている。

問 埼玉県立小児医療センターも随意契約とのことだが、県と市のレベルでは財政状況、規模も違う。妥当性があるのか。

答 小児医療センターは大体250億円前後と思うが、市は約52億円の随意契約であり、特に問題はない。

問 医療機関は、緊急性が明白だと考えるが。

答 市役所本庁舎も、現在十分な防災対策がとれない状況であり、緊急性は十分ある。

問 外構工事その他ホールを別途工事にした理由は。

答 設計者と相談した結果、分けたほうが落札に適していると判断した。

問 ホールについては、専門性のある工事なので、別発注としたと理解をしてよいのか。

答 10月の時点では、別の専門業者に、発注をしたほうが、安くできるという判断であった。今後は、その辺を十分勘案し、もう一度検討し、発注時期の6月定例会に上程をしたいと考えている。

特別委員会の報告



工事請負契約審査特別委員会の様子

問 前回の入札参加条件に客席800席以上の施工実績とあったが、変更はあったのか。

答 制限付き一般競争入札で、前回と比べて変わったのは、県内業者のみの要件を全国へ広げたこと。800席以上の施工実績の条件は前回と同様であるが、今回は公共施設だけでなく、大学の講堂や民間の施設等の施工実績も可とするなど条件を緩和した。また、市内業者については800席以上の施工実績という条件は除いた。

問 最終的な価格を市民は知りた。この物価スライドを適用したときの試算はできるのか。

答 資材はそれほど高騰していないが、労務費などの上昇を含め、

現時点での試算は難しい。

問 スライド条項は、純粋な材料費だけでなく、その他も対象になるのか。

答 人件費、資材費の高騰により、一定基準以上になればスライド条項の適用となる。

問 随意契約交渉に移る判断理由で、早急に建設してほしいと要望したのはどこか。

答 商工会議所や市議会の会派からも、早期にという声があった。

問 全国の自治体で市役所と呼べる施設がない自治体はない。子どもたちに将来、なぜあの時に有利な合併特例債を活用して建設しなかったのかと思わせないために、また、将来人口が減少し、今後建設ができなくなってしまうことが必至であるため、今のタイミングしかないとの意見が出されているのも事実。しかしながら、65億円という建設費から豪華で大きな市役所が建設されるイメージが市民にはあるのではないのか。

答 国交省基準と比べると新庁舎部分と伝承館部分を含めても72.7%の大きさである。

問 国交省基準からすると今回の本庁舎はかなり狭くなっているというイメージがあるが、職場の環境的には問題ないのか。

答 市役所の職員には、効率よくすることを求める。

問 市民会館の座席数が1110

席から1007席になっているが、市民会館もコンパクトなのか。

答 市役所部分をコンパクトにし、ホール部分は満足できることをコンセプトに考えている。

問 65億円のうち、市民負担はいくらになるのか。

答 65億円の財源で市民負担は33億7千5百万円で計画している。

問 市民負担のうち、合併特例債の3割の9億7千5百万円が、将来にわたって残るが、利子も含めた額は。

答 利子も含めた市の負担分は総額11億2千5百万円になる。

問 国立社会保障・人口問題研究所が推計するその償還期間中の秩父市の月ごとの人口の合計が25年間で1537万8300人となり、その人口で後年度負担額11億2千5百万円を割ると、月当たり市民1人が負担する額が算出され、73円程度となる。こういった考え方は合っているのか。

答 あえて将来について想定をすれば、そういった考え方も否定はできない。

問 25年度決算では、市税1万円当たりの公債費(市の借金を返済する額)約1千円となっているが、後年度負担額は、民生費、教育費、総務費、土木費、衛生費、消防費、農林水産業費などのほかの費目に対し、どのように将来にわたり影響するのか。

答 市債の返還は順次行われており、合併特例債についても最初に借り入れたものは2、3年後に償還が完了するものもあり、順次、償還の完了が生じるため、公債費の割合は低下していくため、あまり影響はない。

問 65億円という建設事業費からは豪華で大きなイメージはあるが、国庫負担額、市民負担額、合併特例債の償還期間中の1人当たりの月当たりの負担額、後年度負担が他の費目に与える影響についても確認をした。合併特例債の発行期限や、人口減少を止めるすべがどの自治体もない状況を考えれば、今建てないと10年後、20年後にはもう市民会館、市役所は建てられないのではないかとという危機感さえ覚える。そういったことを一つ一つ検証させてもらったつもりだが、総じて指摘した内容でよろしいか。

答 指摘のとおりである。

採決

他に多くの類似する質問を経て審議が終わり、本案の採決に入ったところ、採決への異議があり、まず、採決するか否かを諮り、挙手多数により、採決することが決定され、その後、本案を採決した。○挙手多数により可決

常任委員会の報告

総務委員会

12月定例会で付託された議案4件について報告する。

◆指定管理者の指定

- ・温水プール
- ・文化体育センター

問 委託先に予定している地域振興公社の予算決算と市の予算決算の委託、受託の金額が不整合の理由は。

答 国の公益法人改革により、一般財団法人へ移行し会計書類の様式が変わり、合わなくなった。今後、事務費の内訳を別記するよう地域振興公社に申し入れ、次回からは解りやすくする。

問 提案理由に管理運営の良好な実績を踏まえとあるが、指標として数値があるのか。

答 指定管理者が行うモニタリングと、市が行うヒアリングがあり、利用者アンケート等の意見を反映させ改善を図る。

問 指定管理者と市でクレーム等の情報交換がされているか。

答 事務連絡は取っている。今後、連絡体制を強化し、クレーム等に対処する。

◆行政組織条例の一部改正

問 保健医療部という言葉が行政組織的に一般的なのか、この名称にした理由は。

答 福祉部門と医療部門とのすみ

わけを行い、解りやすい名称と考える。

○以上3件は原案のとおり可決

◆一般会計補正予算(第8回)

問 給与費明細書で職員手当の合計額が違う理由は。

答 児童手当を職員手当に含めない表記をしているが、他市の状況等も確認し検討する。

問 情報システム事業の社会保障・税番号制度とは。

答 複数の機関に存在する個人情報を集約し、社会保障・税制度等の社会基盤のインフラ整備である。

問 国民総背番号制のことか。

答 国は、12桁の番号を27年10月までに割り当て、一括管理する方向である。

問 工事前払い金の返還と契約解除の違約金について、別の業者が引き継いだのか。

答 工事の続きは執行されていないが、業者が決定し、当初の予算内で年度内に済む予定である。

意見 一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に反対している

ので、その内容を含む補正予算に反対である。また、社会保障・税番号システム関連も、国民総背番号制につながるので反対する。

○挙手多数により可決

まちづくり委員会

12月定例会で付託された議案11件について報告する。

◆指定管理者の指定

- ・秩父勤労者福祉センター
- ・ちちぶ銘仙館
- ・秩父ミュージズパークスポーツの森プール
- ・吉田龍勢会館、吉田元気村、吉田山逢の里、城峯山ふれあいの森、秩父事件資料館
- ・大滝郷路館、大滝特産品販売センター、大滝温泉遊湯館、バイシクルモトクロス場、大滝こまどり荘
- ・中町駐車場

問 城峯山ふれあいの森のキャンプ場は利用者が少ない状況である。市はファシリティマネジメント(P12参照)を行っているが、ふれあいの森についてどのように考えているか。

答 キャンプ場の利用者は少ないが城峯山を訪れる方にとってはトレイルや水道等が必要であり、ふれあいの森と一体で指定管理者制度により管理する必要がある。

◆一般会計補正予算(第8回)

問 観光推進事業寄附金はまつり会館改修のためにいただいた、とのことだが改修計画は。

答 改修は3か年計画になっている。26年度は2階の展示スペース

と外観のリニューアル、27年度は1階のスペースと映像室のリニューアル、28年度は1階の休憩スペースに舞台等を設置する予定。

問 サイクルステーション整備工事により、駐輪できるレンタサイクルが増えるのか。

答 現在は20台を観光情報館に駐輪しているが、今回の工事により、35台を駐輪できるようになる。

意見 スペースの問題もあるが、レンタサイクルを揃えるだけでなく、シャワールームや更衣室などを設置することも必要だと思う。

問 羊山公園除草作業等委託料が増額補正されているが内容は。

答 2月の大雪で羊山公園全体の除雪作業に手間を取られ、重要な時期に芝桜の面倒を見られなかった。この数年で一番咲きが悪

い状態になった。来年度は、何とかしても綺麗な花を咲かせるため、7・9月はシルバー人材センターの方の人数を増やして除草作業を行った。予定より多くの作業を行ったので、増額が必要となった。

◆下水道事業特別会計補正予算(第2回)

◆農業集落排水事業特別会計補正予算(第2回)

◆戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第2回)

◆水道事業会計補正予算(第1回)

○以上11件は原案のとおり可決

○以上11件は原案のとおり可決

常任委員会の報告

文教福祉委員会

12月定例会で付託された議案17件、請願1件について報告する。

◆指定管理者の指定

- ・浦山歴史民俗資料館
- ・影森デイサービスセンター
- ・高篠デイサービスセンター
- ・中村デイサービスセンター
- ・大滝デイサービスセンター

問 既存の管理者が管理運営、管理実績を良好とされた理由は。

答 年4回のモニタリングを実施し、定期的に事業者者にセルフチェックを行わせているほか、管理者としてチェックも行い、良好として判断した。

◆歯と口の健康づくり条例

問 フッ素塗布に関しては。

答 良い意見も悪い意見もあり、専門的な意見や国の指針なども踏まえ、慎重な検討が必要であると考えている。

○以上6件は原案のとおり可決

◆子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例

問 子ども・子育て支援法の施行に伴う保育料を値上げするものか。

答 新制度では応能負担の基準が市民税へ変更になることに伴い、保育料が変更になる方がいるというところである。26年4月1日の保育所在籍者949名のうち、保育料の変わらない方が30名、下がる

方が253名、上がる方が666名となっている。また、市では19年に所得税から市民税へ税源移譲が行われた際に変更を行わずにいたため、今回の改正の影響を受ける方が大勢おり、全体の約30%を占める。

◆特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

問 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

答 以上3件は挙手多数により可決

○原案のとおり可決

◆市立幼稚園設置条例の一部改正

問 挙手多数により可決

◆保育所条例の一部改正

問 高篠保育所の閉所の理由は。

答 施設が老朽化していること、保育士の確保が難しくなってきたこと、現在の保育所の定員数の合計が保育ニーズよりも多くなってきたことを踏まえ、検討した。

意見 保育士を正規職員として雇用し、老朽化した施設についても建て直しを行い、利用者が少なくても安心して保育を受けられるようにすることが市の責務であると考え、反対する。

○挙手多数により可決

◆一般会計補正予算(第8回)

問 学校給食調理・洗浄業務委託料の債務負担行為について、民間委託にした理由と、積算根拠は。

答 民間委託については正規職員の退職に伴うものであり、31年度には調理場の正規職員が3名になり、6か所の調理場をその人数では運営できないため、民間委託を選出した。積算根拠は、正規職員1人あたり年間500万円、パート職員1人あたり年間120万円として、正規職員3人とパート職員12人の3年分である。

◆国保会計補正予算(第2回)

問 後期高齢者医療会計補正予算(第2回)

(第2回)

◆介護保険会計補正予算(第2回)

問 市立病院会計補正予算(第2回)

答 以上4件は原案のとおり可決

(請願)

秩父氏本貫地の確立と江戸進出900年記念事業に関する請願

意見 江戸進出が1114年であつたとされることについて、文献等において確認が取れず、趣旨の1にある秩父氏の本貫地である下吉田秩父氏館跡周辺を再調査することについて、部分的に採択することとしたほうが良い。

○本件は、趣旨の1「秩父氏の本貫地下吉田秩父氏館跡周辺を再調査するための施策を講じてほしい」の1項目について、一部採択。

用語解説

一部採択…請願の審議結果は、原則として採択か不採択の二者択一であるが、請願の一部に賛成し得る項目があつた場合、請願の趣旨を生かすため、その部分を指定して採択すること

インターネットで議会を傍聴しませんか

本会議の初日(議案説明等)、議案に対する質疑、一般質問、本会議の最終日(採決等)の映像を、インターネットで録画中継しています。ぜひご覧ください。

「秩父市ホームページ」から「秩父市議会」を選択し「インターネット録画中継」を選択するか、

秩父市議会インターネット中継 検索 このように検索すれば、下記のようにインターネット中継のページが表示されます。

